

厚真町複合型地域福祉活動拠点施設指定管理者業務仕様書

厚真町複合型地域福祉活動拠点施設（以下「厚真町まちなか交流館」という。）の指定管理者が行う業務内容及びその範囲は、関係法令等によるほか、この仕様書に定めるところによる。

1 厚真町まちなか交流館の管理に関する基本的な考え方（基本方針）

厚真町は、就労を希望する障がい者及び雇用されることが困難な障がい者を対象とした就労継続支援並びに多世代間の交流を促進し、町民福祉の向上を図るため、まちなか交流館を設置する。

まちなか交流館は、障がい者及び障がい児に対して創作や作業、地域社会との交流促進等の機会を提供するとともに、利用者が多様な就労メニューの中から自らの意欲と能力を生かし、地域社会における共生を推進するため、一般就労を視野に入れた訓練及び施設の管理運営に取り組む意欲のある特定非営利活動法人、社会福祉法人等を指定管理者として運営する。

2 厚真町まちなか交流館の事業内容

- (1) 就労継続支援B型事業所の運営。
- (2) 多世代間交流事業の実施。
- (3) バス待合所の管理。
- (4) 地域活動支援センターの運営。
- (5) 利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (6) 利用者の平等利用が確保されること。
- (7) 個人情報適切な保護のため、職員に周知・徹底を図ること。
- (8) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (9) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (10) 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。
- (11) 情報発信等に取り組み、利用者の確保に努めること。
- (12) 上記(1)、(2)及び(4)については、町民等の交流を促進する場として複合的な運営を可能とする。
- (13) まちなか交流館の有効性を最大限に発揮し、利用者の確保や利便性を高めるため、地域資源や民間の取り組み等と有機的な連携を図る運営を可能とする。

3 厚真町まちなか交流館の運営に関すること

(1) 職員の雇用に関すること

指定管理者は、管理運営業務を的確に行うため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）及び、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）の規程に基づき、専門的知識や資格、経験を十分に有している適切な職員を配置すること。

(2) 職員に対する責任

指定管理者は、業務に当たる職員に対する労働関係法令に全ての責任を負うものとする。

(3) 就業規則の遵守

指定管理者は、就業規則により職員を就業させるものとする。

(4) 職員の健康管理

指定管理者は、職員に年 1 回以上定期健康診断を受けさせ職員の健康管理に努めること。

(5) 身分証明証

常時、職員にネームプレート、身分証明証等を携帯させ身分を明らかにすること。

(6) 有効性のある管理運用計画の策定

前述の基本方針に沿って下記事項に留意した計画を策定すること。

- ① 利用者の就労メニューを拡充する等のサービスの質を維持・向上させるための具体的な提案があること。※1 ※2
- ② 地域資源や民間の取り組み等と有機的な連携を図り、指定管理施設の効用を最大限に発揮し指定管理施設の設置目的に沿った成果が得られること。※2
- ③ 収入を増加させ指定管理委託料を軽減させるための実施可能な提案があり、指定管理業務に係る費用が妥当であること。
- ④ 地域活動支援センター事業については、障がい者及び障がい児に対して創作や作業、地域社会との交流促進等の機会を提供すること。
- ⑤ 利用者の確保を目的とした情報発信等を行うための提案があること。
- ⑥ 各事業ごとの計画及び収支を明示すること。

※1 既存の就労メニューである充填豆腐製造及びコミュニティカフェについては、当面の間は実施するものとするが、新たな就労メニューを開始することは可能とする。また、既存の就労メニューを利用している方が新たな就労メニューに移行する場合は、本人及び家族に十分な説明を行い、了解を得たうえで行うものとする。

※2 ①及び②を目的としたまちなか交流館の改修を伴う提案も可能とする。改修を伴う提案をする場合は、改修費用及び内訳、改修することによって得られる効果を計画に記載すること。

4 備品・消耗品等の所有権

指定管理者に貸し付ける備品等については、厚真町の所有とし、その使用及び保管は適正な管理をすること。なお、自ら購入・搬入した備品等については、必要な台帳を作成した上で指定管理者の所有とする。

5 施設及び設備の維持管理に関すること

- (1) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設の清掃や環境衛生の管理を行い、施設の保全及び美観を維持すること。
- (2) 駐車場の維持管理。

(3) 施設及び設備全般について、破損、故障等が発生した場合は、速やかに修繕を行うこと。修繕等を行うにあたっては、緊急に実施する必要がある場合を除き、事前に厚真町に承認を得ること。

(4) 修繕等により生じた更新設備等は、全て厚真町に帰属するものとする。

6 指定管理者と厚真町の責任分担

責任の内容		責任の分担
施設等の 損傷	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、町と指定管理者が協議して定める
利用者等への 損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、町と指定管理者が協議して定める
施設等の 修繕	施設等の大規模な修繕	厚真町
	施設等の小破修繕（1件あたり10万円以下のもの）	指定管理者
保険の 加入	火災保険	厚真町
	利用者等に係る損害賠償保険（施設賠償保険）	指定管理者
施設の 賃貸料	賃貸料の負担	厚真町

※本表に定めのない場合又は疑義がある場合は、双方協議の上決定します。

7 事業報告

指定管理者は、毎月度、管理する施設の事業報告書及び事業ごと（就労継続支援B型事業所については、就労メニューごと）の収支報告書を作成し、厚真町に報告すること。

8 状況報告及び現地検査

厚真町は、管理及び業務の状況について指定管理者に報告を求めることができ、必要に応じて、現地検査を行うことができる。

9 指定の取消し

指定管理者が行う管理運営の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は、期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命じることがある。

- (1) 指定管理者が、厚真町が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと厚真町が認めるとき。

10 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、厚真町と協議し決定することとする。

1 1 業務の引継

指定期間が満了し、又は指定を取消されたときは、速やかにまちなか交流館に関する事務を整理し厚真町に対して業務の引継を行うこと。